

○玄海町公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成23年3月25日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、玄海町公園の設置及び管理に関する条例(平成23年玄海町条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請)

第2条 条例第4条第1項又は第3項の許可を受けようとする者は、公園内行為許可(変更許可)申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を許可したときは、公園内行為許可(変更許可)証(様式第2号)を交付するものとする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

公園内行為 許可 申請書
変更許可

年 月 日

玄海町長様

住所
申請者 氏名 印
電話

とおりの公園を利用
下記の理由により公園利用許可事項を変更
したいので、許可くださいますよう申請
します。

1 行為の目的又は変更の理由

2 行為の期間

年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

3 行為を行う場所

4 行為の内容

5 その他

様式第2号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

玄海町長 印

公園内行為 許可証
変更許可

玄海町公園の設置及び管理に関する条例第4条による 年 月 日付けの申請については、次の条件を付して許可します。

1 行為の目的(変更の理由)

2 行為の期間

年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

3 行為を行う場所

4 行為の内容

5 条 件 玄海町公園の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。

6 その他

